

中井町地域公共交通会議設置規約

(目的)

第1条 中井町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進に必要となる事項の協議等を行うために設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を神奈川県足柄上郡中井町比奈窪56番地に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 中井町（以下「町」という。）における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 町が運営する有償運送の必要性及び利用者から收受する対価に関する事項
- (4) 連携計画及び確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 連携計画及び確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 連携計画及び確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 町民又は公共交通利用者の代表
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関東運輸局神奈川運輸支局
 - (4) 神奈川県の関係行政機関
 - (5) 交通事業者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (7) 副町長及び町長が指名する職員
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

(会長、副会長及び監事)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長及び監事は、会長が構成員のうちから指名する。

5 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、この交通会議の会計を監査する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。

4 会議の議決は出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、説明及び意見を聞くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(作業部会)

第7条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて交通会議に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、中井町企画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10 条 交通会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第12 条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第13 条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 交通会議の設立した年度に委嘱又は任命された委員の任期については、第4条第2項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成26年3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成26年4月22日から施行する。
- 4 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この規約は、令和3年5月11日から施行する。
- 6 この規約は、令和3年10月20日から施行する。

中井町地域公共交通会議委員

区分	団体・職名等
第1号 町民又は公共交通利用者の代表	中井町自治会連合会長
	境地区バス利用対策委員長
	公募委員
	公募委員
第2号 学識経験者	東洋大学国際学部教授
第3号 関東運輸局神奈川運輸支局	神奈川運輸支局首席運輸企画専門官
第4号 県の関係行政機関	神奈川県県土整備局都市部交通企画課副課長
	神奈川県県西土木事務所長
	神奈川県松田警察署長
第5号 交通事業者	(一社) 神奈川県バス協会
	神奈川中央交通(株)
	(一社) 神奈川県タクシー協会相模支部
第6号 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
第7号 副町長及び町長の指名する職員	中井町副町長
	中井町地域防災課長
	中井町福祉課長
	中井町まち整備課長
	中井町教育課長
第8号 前各号に掲げる者のほか町長が特に必要と認める者	中井町老人クラブ連合会長
	中井町社会福祉協議会会長
	中井町商工振興会長
	中井の環境を良くする会会长
事務局	中井町企画課長
	中井町企画課政策班長
	中井町企画課政策班